令和元年第2回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

招 集 令和元年 10 月 3 日 (木) 開 催 場 所 常滑市役所 4 階第 3 会議室

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時43分

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査結果

平成31年4月·令和1年5月(平成30年度分) 平成31年4月~令和1年6月(平成31年度分)

日程第4 議案第3号

中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

日程第5 議案第4号

中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

日程第6 認定案第1号

平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 同意案第5号

中部知多衛生組合副管理者の選任について

◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

◎出席議員(15名)

1番 石 川 英 之 3番 坂 井 美 穂 榊 行 5番 原 伸 7番 青 木 宏 和 9番 森 田 義 弘 Ш 11番 原 和 敏 典 13番 都 築 周 加藤久 15番 豊

2番 沢 田 清 中 Ш 4番 健 福本 貴 6番 久 8番 久 野 勇 10番 石 原 朗 壽 12番 葉 稲 民 治 史 14番 伊 藤 郎

◎欠席議員(0名)

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 矢 伊 藤 辰 者 副 管 理 榊 原 純 夫 者 芳 副 管 理 輝 籾 山 副 管 理 者 朝 夫 山 田 半田市副市長 堀 嵜 敬 雄 武豊町 副町長 尚 永 田 会 計 管 者 弓 理 水 野 真 場 長 齋 充 弘 田 主 任 石 Ш 収 \equiv 常滑市環境経済部長 中 野 旬 半田市市民経済部長 滝 本 均 武豊町生活経済部長 竹 内 誠 常滑市生活環境課長 浜 靖 島 半田市クリーンセンター所長 明 弘 加 藤 武豊町生活経済部次長兼環境課長 篠 崎 良

◎ 議会事務局職員の出席者

書記伊藤憲二

午前10時00分 開会

- 議長(加藤久豊) 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和元年第 2回中部知多衛生組合議会定例会を開会をいたします。招集に際しまして、 管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者常滑市 長。
- 管理者(伊藤辰矢) おはようございます。議長のお許しをいただきまして、開会にあたり、ひとこと、ご挨拶を申し上げます。本日は、令和元年第2回中部知多衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しいなか、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。日ごろは、中部知多衛生組合の運営につきまして、ご高配を賜り、改めて敬意と感謝を申し上げるものでございます。当組合の施設は、竣工後33年を経過し、施設の老朽化及び浄化槽の普及により効率的な処理が困難な状況となっております。こうしたなか、継続的かつ安定した処理機能の確保、循環型社会に資する処理システムへの転換を目指し、平成27年度に策定しました「し尿処理施設整備方針検討業務の報告書」を基に、下水道放流方式への切り替えに向けて進めているところでございます。今年度は、施設整備工事発注支援業務として、昨年度の延命化基本設計業務において示された諸条件を基に各プラントメーカーから技術提案を受け、改修整備工事に向けた発注仕様書や業者選定に係る資料などの作成を進めているところであります。来年度から再来年度にかけて改修整備工事を実施していく予定でございます。

さて、本日、付議申し上げます案件は、条例の制定案1件、条例の一部改正案1件、平成30年度決算の認定案1件、中部知多衛生組合副管理者の選任についての同意案1件の計4件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当よりご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ご可決、ご決定賜りますようお願い申し上げ、招集に際しましての挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(加藤久豊) ありがとうございました。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開き、議事日程の順序に従い、会議を進めてまいります。本日の議事日程は、事前に配付しましたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(加藤久豊) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいた します。署名議員には、6番福本貴久議員、11番川原和敏議員を指名いたし ます。両名、よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

議長(加藤久豊) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいた します。本定例会の会期日程は、本日の1日間といたしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決 定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(加藤久豊) 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果 平成30年度分の出納整理期間、平成31年4月・令和元年5月と平成31年度分の平成31年4月から令和元年6月」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

日程第4 議案第3号 中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例について

議長(加藤久豊) 日程第4 議案第3号「中部知多衛生組合会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例について」を議題といたします。本案に関 しての説明を求めます。場長。

場長(齋田充弘) おはようございます。ただいま議題となりました、議案第 3号中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に ついて、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末9ページの資料 2をご覧ください。「1趣旨」でございますが、地方公共団体における臨時・ 非常勤職員の適正な任用の確保を目的とする地方公務員法及び地方自治法の 一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員 制度が創設されます。この制度は、下の枠囲みのとおり、地方公務員法にお いて「一会計年度を超えない範囲内でおかれる非常勤の職」として規定され、 その採用方法や任期等が明確化されました。これまで、各地方公共団体にお いて様々な法的根拠で任用されてきた臨時・非常勤職員は、この会計年度任 用職員として全国的に統一された制度に移行することになります。本組合に おきましても、会計年度任用職員の報酬及び期末手当といった給与及び費用 弁償の額並びにその支給方法について基本的事項を定めるため、本条例を制 定するものでございます。次に、この条例の適用を受ける現在の非常勤の職 員につきましては、「2対象となる主な職種及び人数」に記載のとおり0人 でございます。「3制定内容」ですが、(1)報酬に関することとしまして、 報酬の額は、正規職員との権衡を考慮し、報酬の上限額は時間額1,500円に設 定いたします。また、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相 当する額につきましては、報酬として支給いたします。(2)費用弁償につ きましては、通勤及び出張に係る費用弁償を支給します。 (3) 期末手当に つきましては、週の勤務時間が規則で定める時間に満たないものを除き、任 期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対し、年間で2.6月分の期末手当を 支給いたします。資料を1枚はねていただきまして、「4施行期日」につき まして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。恐 れ入りますが、議案書にお戻りをいただきたいと思います。中部知多衛生組 合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるも のでございます。第1条では「趣旨」を、第2条は「給与」を、第3条は「報 酬の額」を、そして、第4条は「報酬の支給」について、それぞれ定めるも

のでございます。1枚はねていただきまして、第5条では「通勤に係る費用 弁償」を、第6条は「公務のための旅行に係る費用弁償」を、第7条は「期 末手当」を、そして、第8条は、必要な事項は規則で定めることとするもの でございます。附則は、施行期日を定めるとともに、地方公務員法及び地方 自治法の一部を改正する法律の施行に伴って必要となる関係条例の一部改正 について、それぞれ定めるものでございます。ページをはねていただきまし て5ページの「資料1」新旧対照表をご覧ください。5ページから7ページ まで、関係条例について、下線部分をそれぞれ改正するものでございます。 以上、議案第3号「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例について」よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますよ うお願いを申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長(加藤久豊) 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とするに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案を可とするに決しました。

日程第5 議案第4号 中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及 び効果に関する条例等の一部改正について

議長(加藤久豊) 日程第5 議案第4号「中部知多衛生組合職員の分限に関す

る手続及び効果に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。 本案に関しての説明を求めます。場長。

場長(齋田充弘) ただいま議題となりました、議案第4号中部知多衛生組合 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、補足 の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末13ページの資料2をご覧くだ さい。「1趣旨」でございますが、地方公務員法において、任命権者は、公 務の能率の維持及びその適正な運営の確保を目的に、一定の事由により、そ の職務を十分に果たすことができないと認められる職員に対して、降任、免 職等の分限処分を行うことができることとされております。そのため、法に 規定された勤務実績不良及び適格性欠如を事由とする分限処分の手続きにつ いて、中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に追 加いたし、所要の改正をするものでございます。また、「成年後見制度の利 用の促進に関する法律」に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の 人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよ う、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律」が令和元年6月に公布されました。これによりま して、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、 心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の 有無を判断することとなります。地方公務員においては、成年被後見人等に 係る欠格条項が令和元年12月14日に削除されるため、採用時は試験や面接等 により適格性を判断し、その後、心身の故障などにより職務を行うことが難 しい場合には、病気休職や分限などの規定により対応することとなります。 そのため、関係条例について所要の改正をするものでございます。ページを はねていただきまして、「2改正内容」でございます。改正の対象となる条 例は4件でございます。(1)としまして、勤務実績不良及び適格性欠如を 事由とする分限処分の手続きについて追加するものでございます。職員が次 に該当する場合で、指導、研修等の措置を実施したにもかかわらず、改善さ れない場合に、降任又は免職するものでございます。次に、(2)第2条で は、成年後見制度に関しまして、地方公務員法の一部改正により、引用条文 の号ずれが生じたことから引用箇所を改正するものでございます。(3)第 3条から第5条では、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、 関係条例の該当規定を削除するものでございます。「3施行期日」につきま しては、この条例は、公布の日から施行いたし、第2条から第4条の規定は、 令和元年12月14日から適用するものでございます。恐れ入りますが、議案書 にお戻りいただきたいと思います。中部知多衛生組合職員の分限に関する手 続及び効果に関する条例等の一部を改正するものとして、関係条文をそれぞ れ改めるものでございます。資料5ページの「資料1」新旧対照表をご覧く

ださい。5ページから6ページまで分限処分の手続きについて改正するもので、改正条例第1条により改定する改正の新旧対照表でございます。6ページ下段から11ページまでにつきましては、成年後見制度に関して改正する改正の新旧対照表でございます。下線部分について、関係条例をそれぞれ改正するものでございます。以上、議案第4号「中部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について」よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長(加藤久豊) 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とするに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案を可と することに決しました。

日程第6 認定案第1号 平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出 決算認定について

議長(加藤久豊) 日程第6 認定案第1号「平成30年度中部知多衛生組合会計 歳入歳出決算認定について」を議題といたします。本案に関しての説明を求 めます。場長。 場長(齋田充弘) ただいま議題となりました、認定案第1号平成30年度中部 知多衛生組合会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し 上げます。はじめに、平成30年度主要施策の成果につきまして、主なものに ついて、ご説明申し上げます。お手数をおかけしますが、決算書の32ページ をお開きください。これは平成30年度決算にあたりまして、その概要を取り まとめたものでございます。当組合の施設は、昭和61年に稼動して以来33年 目を迎えており、耐用年数を超過している設備・機器等が多く、施設全体の 老朽化が進行しているとともに、汲取り便槽の水洗化等による浄化槽の普及 により、し尿等の搬入性状が、当初設計負荷と比較して希薄化しているため、 施設運営の効率化が困難な状況となっております。こうしたなか、継続的か つ安定した処理機能の確保、循環型社会に資する処理システムへの転換を目 指し、平成27年度に策定しました「し尿処理施設整備方針検討業務」を基に、 下水道放流方式への改修整備に向け進めていくなかで、今年度は、「延命化 基本計画の策定」及び「生活環境影響調査」を委託いたしました。また、施 設の維持管理等におきましては、施設の老朽化に伴い維持補修費等が年々増 加するなかで、下水道放流方式への改修整備まで施設を合理的に運転し経費 削減を図るため、前年度に引き続きユーティリティー管理及び補修工事等を 含めた包括的な委託を行いました。これにより機器設備においては、計画的 な工事・修理等を行いつつ突発的な故障にも柔軟的に対応することができ、 順調な運転を続けることができました。決算状況をみますと、歳出は3億1 千395万7千603円で、前年度に比べ2千623万円余の増額となりました。これ は、し尿処理費において、施設の改修整備に伴い、武豊町の下水道に接続す るため、「知多都市計画武豊下水道事業受益者負担金に関する条例」に基づ いて支払いました「下水道受益者負担金」と「延命化基本計画作成業務」及 び「生活環境影響調査」の委託費によることが主な要因でございます。生し 尿等の収集量は、公共下水道の面整備の進捗、接続人口の増加により、引き 続き減少していくものと推測いたしますが、今後も施設の効果的な運営及び 維持管理を図るとともに、下水道放流方式への改修整備に向け進めてまいり ます。以上、平成30年度決算にあたりましての概要の説明とさせていただき ます。続きまして、決算の内容につきましてのご説明を申し上げます。恐れ 入りますが、決算書の1、2ページをお願いをいたします。平成30年度中部 知多衛生組合会計歳入歳出決算の総括表でございます。歳入決算額は、3億 2 千691万2 千571円、歳出決算額は、3 億1 千395万7 千603円でございます。 歳入歳出差引残額は1千295万4千968円で、全額を、翌年度へ繰越すもので ございます。歳入歳出の詳細につきましては、事項別明細書と施策の概要及 び成果にてご説明申し上げます。お手数をおかけしますが、13、14ページを お開きください。平成30年度の歳入歳出決算事項別明細書でございます。初 めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目1節 分担金は、施設の運

転等維持管理に係る経費を、投入量により各市町で按分するものです。備考 欄にございますように、半田市9千716万6千円、常滑市1億2千877万円、 武豊町5千885万3千円、合計2億8千478万9千円を分担金として各市町か ら納入をしていただいたものでございます。1款2項1目1節 負担金は、施 設の改修整備工事に伴う経費から、国庫支出金を除いた額を、均等割及び人 口割により算出し、2市1町に負担していただくもので、平成30年度は、「延 命化基本計画」及び「生活環境影響調査」を行っており、備考欄にございま すように、半田市791万4千円、常滑市869万6千円、武豊町413万円、合計2 千74万円を負担金として各市町から納入をしていただいたものでございます。 2款1項1目1節 し尿処理費国庫補助金は、平成30年度に実施した改修工事 に伴う「延命化基本計画」及び「生活環境影響調査」の経費のうち交付金対 象事業費に係る交付金で、備考欄にございますように、循環型社会形成推進 交付金で、517万7千円でございます。3款1項1目1節 繰越金は、備考欄 にございますように前年度繰越金で、1千138万5千155円でございます。4 款1項1目1節 雑入は、482万1千416円で、主なものは、備考欄の周辺整備 事業費負担金の98万8千243円と、焼却灰処分費負担金の381万508円でござい ます。周辺整備事業費負担金は、長成公園の維持管理等にかかった経費の総 額のうち、60%を当組合が、40%を常滑武豊衛生組合が負担することとして おりまして、平成30年度の周辺整備事業にかかった経費の40%を常滑武豊衛 生組合に負担していただいたものでございます。また、焼却灰処分費負担金 は、焼却灰の処分を民間委託した常滑市と武豊町の負担金でございます。そ の内訳は、常滑市261万3千669円、武豊町119万6千839円でございます。表 の一番下の段、歳入合計といたしまして、予算現額の計は3億2千712万5千 円 、調定額、収入済額はともに3億2千691万2千571円となるものでござい ます。続きまして、33、34ページをご覧ください。歳出につきましては、施 策の概要及び成果にてご説明を申し上げます。1款1項1目 組合議会費は、 支出済額60万6千86円で、主なものとしましては、報酬でございます。議会 の開催状況等につきましては、記載のとおりでございます。2款1項1目 総 務費の支出済額は3千40万6千107円で、主なものとしましては人件費の2千 436万182円で、特別職4人、派遣職員2人、職員1人を含む人件費でござい ます。職員福利厚生費1万1千720円は、職員の健康診断等の経費でございま す。続きまして、ページをはねていただきまして、35、36ページをご覧くだ さい。2款2項1目 し尿処理費は、し尿処理に直接要する経費で、支出済額 は2億6千15万7千410円でございます。処理状況につきましては、収集量等、 記載のとおりでございます。施設包括運転管理費2億4千624万円は、平成19 年度より施設の運転管理業務を引き続き民間委託しており、平成28年度から は、これまでの運転管理業務のみの委託からユーティリティー管理及び補修 工事等を含めた包括運転管理業務へと変更し、民間技術を活用した合理的な

施設の運転及び経費削減を図りました。委託業務の内容につきましては、表 の下、1維持管理の(1)処理施設においては、投入受付及び投入施設、一 次二次処理施設、高度処理施設及び前処理施設等の運転管理を、(2)庁舎 等管理では、電気保安、消防設備等の管理及び長成公園管理、周辺整備等で ございます。ページをはねていただきまして、37、38ページをご覧ください。 2分析業務につきましては、排出水の汚濁物質、排出ガス及びダイオキシン 類などの測定を行い、その測定結果はいずれも公害防止計画値、保証値を下 回っております。測定結果、内容につきましては、次に記載のとおりでござ います。3ユーティリティー調達管理につきましては、施設の運転に直接必 要な資材等の調達管理でございます。ユーティリティーの購入量につきまし て、薬剤、燃料等、電力、用水別に記載してございますが、し尿収集量の減 少に伴い、全体的に減少傾向でございます。4補修工事等につきましては、 施設の安定した運転を図るため計画的な機器の工事、点検整備、修理等を行 いつつ、突発的な故障にも対応いたしました。主な工事等は、オゾン処理設 備点検整備始め10件でございます。続きまして、ページをはねていただきま して、39、40ページをご覧ください。廃棄物等処分費535万2千350円は、当 施設から排出される廃油、腐食性廃酸、沈砂汚泥、焼却灰の廃棄物の処分に 要した費用で、処分状況については、記載のとおりでございます。 2款2項 2目 施設改修費は、平成27年度に策定した「し尿処理施設整備方針検討業務」 に基づいて本施設を前処理・前脱水による下水道放流方式とし、汚泥等の資 源化を行う汚泥再生処理センターへ改修整備するための基本設計を目的とす るもので、当組合の要求事項を満たし、施設の性能を取りまとめた発注仕様 書を作成する際の基礎となる各種条件等を決定した「延命化基本計画」の作 成に係る委託費で、支出済額は1千404万円でございます。主な業務内容は、 施設基本設計において、基本条件の設定、施設計画の検討、概略施工計画の 検討、概算工事費の算定、生活環境影響調査予測条件の設定を行い、管渠基 本設計においては、計画区域の概要、事前調査、設計条件、設計計画、概略 工法の検討などでございます。続きまして、41ページをご覧ください。生活 環境影響調査費は、先ほどと同様に、当組合し尿処理施設を下水道放流方式 へ改修整備するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく 生活環境に係る調査、予測・分析、並びに必要な環境保全措置の検討を委託 により行ったもので、支出済額は874万8千円でございます。調査項目として 設定した騒音、振動、悪臭の予測及び影響の分析結果につきましては、表1 のとおり、全ての項目について環境保全目標を満足しているものでございま す。また、表2及び表3にお示しした環境保全対策を適切に実施することで、 本施設の稼働に伴う生活環境への影響は、十分に回避・低減され、本事業の 実施が事業予定地周辺の生活環境に影響を及ぼさないものと評価できる結果 でございました。恐れ入りますが、17、18ページへお戻りください。3款公 債費及び4款 予備費は、ともに支出がございませんでした。表の一番下の段、歳出合計でございますが、予算現額の計は3億2千712万5千円で、支出済額は3億1千395万7千603円、不用額は1千316万7千397円となるものでございます。続きまして、8ページにお戻りください。これは、平成30年度の決算審査の意見書でございまして、去る8月8日、監査委員のご審査をいただき、意見書をいただいておりますので、その写しを添付させていただいたものでございます。以上、認定案第1号平成30年度中部知多衛生組合会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長(加藤久豊) 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は ございませんか。

4番(中川健一) 2点、お願いします。ひとつめは、成果報告書の40ページの延命化基本計画作成費のところですが、たいへん施設の老朽化とか維持費が年々かかってきて大変なことは良く分かりました。これ、どのくらいの長さの延命を考えているのか、あと、どうやってその辺りを分析しているのか、できれば財政的な背景も踏まえて教えていただけると助かります。もう1点ですが、中部知多衛生組合の議事録が作ってはいただいているのですが、ホームページで公開がされていないですね。その辺りの考え方について教えていただければと思います。

場長(齋田充弘) ただいまの中川議員のご質問についてお答えさせていただきます。1点目の今後の施設の見通しの件でございますが、概ね15年、最低でも15年使えるように来年度、再来年度で改修工事を進めて行くものでございます。財政状況の見通しの点というところにつきましては、今後しっかりと検討して参りまして、止める事が出来ない施設でございますので、構成市町の皆様方のご協力を仰ぎながら安定した運営に努めてまいりたいと思います。ご質問の2点目、議事録の公表につきましては、現在、当組合のホームページには掲載が出来ておりませんので、次年度に向けて、スマートフォンの対応も出来ていない状況でございますので、議会のページ等を作成いたしまして、次年度中に公表できるような形で改修をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上、お答えとさせていただきます。

議長(加藤久豊) そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 これを認定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、認定案第1号は、原案の とおり認定することに決しました。

(半田市長退席)

- 議長(加藤久豊) 日程第7 同意案第5号「中部知多衛生組合副管理者の選任 について」を議題といたします。本案に関しての提案説明を求めます。管理 者、常滑市長。
- 管理者(伊藤辰矢) ただいま議題となりました、同意案第5号「中部知多衛生組合副管理者の選任について」ご説明を申し上げます。中部知多衛生組合副管理者につきましては、半田市長、武豊町長、そして常滑市におきましては、副市長の3人にお願いをいたしておるところでございます。同意案第5号は、半田市長の榊原純夫氏が10月11日で任期満了となるため、引き続き榊原純夫氏を副管理者に選任いたしたく、中部知多衛生組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。榊原純夫氏の住所、生年月日、経歴につきましては、議案に記載のとおりでございます。なにとぞ皆様方全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。
- 議長(加藤久豊) 説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論 はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(加藤久豊) 討論を終結いたします。これより、採決を行います。同意 案第5号は、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(加藤久豊) ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は、原案の とおり同意することに決しました。

(半田市長入場)

- 議長(加藤久豊) ただいま、副管理者に選任同意されました榊原純夫半田市 長から、就任の御挨拶をお願いします。副管理者、半田市長。
- 副管理者(榊原純夫) 半田市長の榊原純夫でございます。ただ今は、中部知 多衛生組合副管理者の選任につきまして、議員の皆様方のご理解を賜り、ご 同意いただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。 副管理者として職責をまっとうし、誠心誠意努力して参る所存でございます ので、皆様方の格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、御挨拶 とさせていただきます。誠にありがとうございました。
- 議長(加藤久豊) 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました ので、会議を閉じることにしたいと思います。閉会にあたりまして、管理者 から、挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。
- 管理者(伊藤辰矢) 議長のお許しをいただきまして、謹んで閉会の御挨拶を申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご可決、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございます。当組合の運営につきましては、今後とも副管理者の半田市長、武豊町長とも十分協議をしながら、遺漏のないよう努めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございまし

た。

議長(加藤久豊) これをもちまして、令和元年第2回中部知多衛生組合議会 定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

 $\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty$

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年10月4日

議 長 加藤久豊

議員福本貴久

議員川原和敏